

【合理的配慮の事例】

別紙

1	公共の場で の移動につ いて	<p>市内中心部で暮らす身体障害のある女性。 屋外の移動時には歩行器を使用している。岡山駅までの移動はノンステップバスを利用しており便利。市民病院への通院でJR岡山駅⇄北長瀬駅を行き来する。受診後に乗車する岡山駅行きの電車が混んでいることが多く、一人での乗車をためらうことがあった。移動支援を利用することでヘルパーが他の乗客への声掛けや、本人の乗車スペースの確保などのサポートをするようになり状況は改善した。</p>	
---	----------------------	--	--

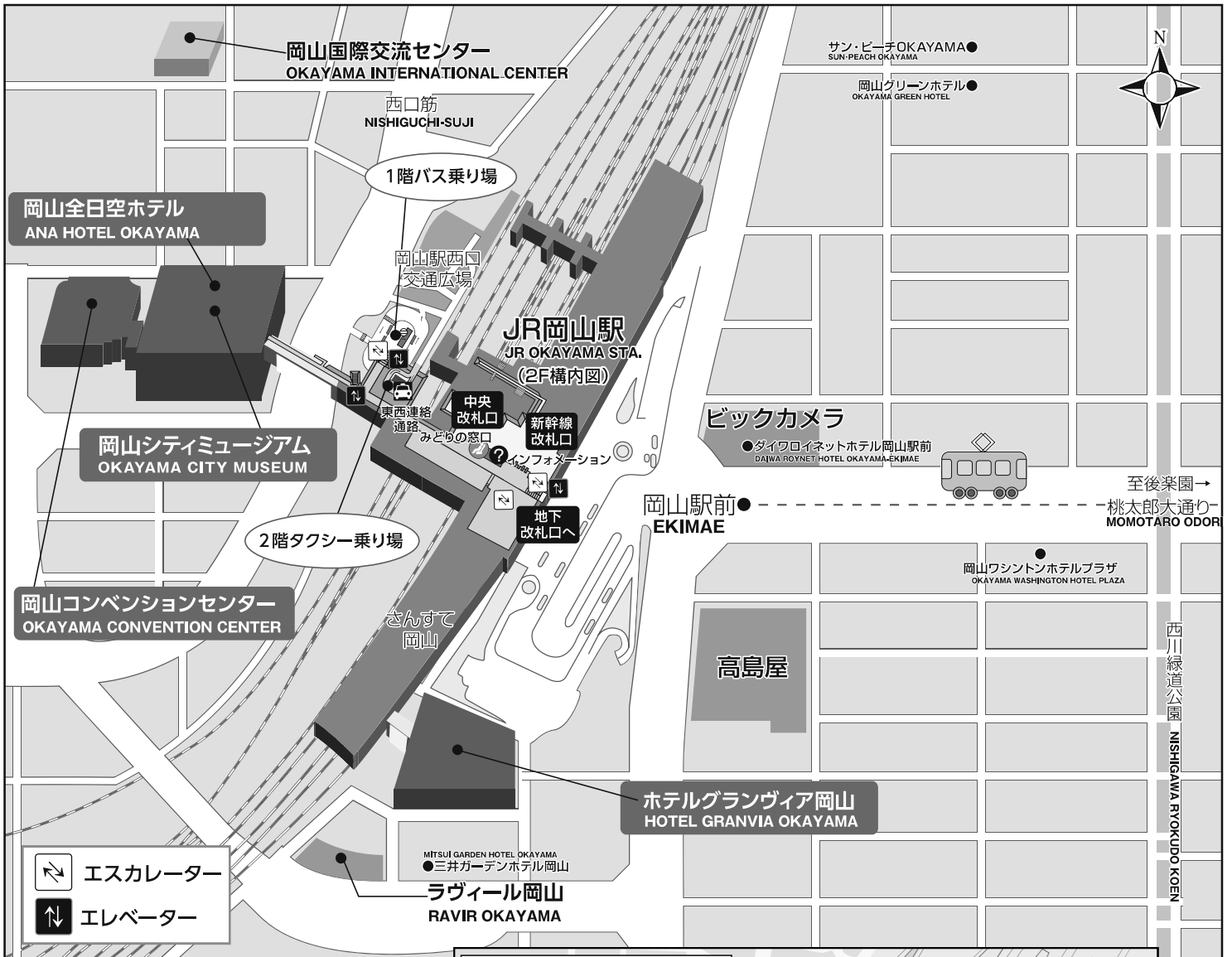
その他：バスに乗った時に、優先座席を譲ってくれた。道端で声をかけてくれてお手伝いしてくれた。

【協議事例】

1	特別支援学 校の学区の 考え方につ いて	<p>県立特別支援学校の肢体不自由部門に在籍する重症心身障害児の登下校の方法に家族が大変さを感じている。支援学校の肢体不自由部門は学区が広く、当該児童の自宅は学区の端にあるため、移動距離が長く、自宅から自家用車で出て、スクールバスに乗り換えがあり、スクールバスの経路が市内中心部を通るルートであることで、登下校には時間がかかり、児童の体調や送迎等にかかる家族の負担は少なくない。また、体調による学校への呼び出し、きょうだい児の世話をする上で送迎による時間の負担等家族への負担が大きい。一方で隣の学区にはなるが、肢体不自由部門がある特別支援学校が比較的近く、スクールバスを利用しなくても家族による送迎で登下校が行える環境にある。家族としては、本児が次年度に中学部となるタイミングで隣の学区にある特別支援学校への転校を希望しており、現在の支援学校へ相談しているが学区外であることを理由に希望が満たされない状況がある。登下校に時間がかかることによる本児への負担や家族への負担を考えると、学区外にはなるが柔軟な取り扱い（合理的配慮）が必要と思われるケース。</p>	
2	学校が作成 する個別の 教育支援計 画について	<p>特別支援学級や特別支援学校に在籍している児童生徒に対し作成されている「個別の教育支援計画」には「合理的配慮」の欄があり、児童生徒に対する合理的配慮事項の記載がされているが、配慮事項として挙げられているものは、誰がどのような視点で記載されたものか。児童生徒や家族等から合理的配慮の申し出があった場合の合理的配慮提供までのプロセスにおける「建設的対話」の事例を教えていただきたい。</p>	
3	聴覚障害・視覚 障害・色弱)の ある方に対して	<p>薬袋への点字記載があれば、薬の名前や効能が理解できるが、そのようなことが可能なのか。</p>	

4	<p>公共の場での移動について</p>	<p>市内中心部で暮らす身体障害のある女性。 岡山駅東口のエレベーターを利用する際、地上で乗ろうとすると既に地下から乗っている人もいて、本人（歩行器を入ると2人分）とヘルパーが乗るスペースがなく何往復か見送ことがある。以前に比べると岡山駅にも多くの旅行客がいてキャリーケースと共にエレベーターに乗っておりスペースがない。迂回する方法もあるが、歩行器を使用しているため移動の負担もある。駅には西口と東口にそれぞれ一機ずつのエレベーターしかなく不便さも感じている。</p>	
5	<p>HIV感染並びに高次脳機能障害のある方への支援（サービス不提供）</p>	<p>HIV感染並びに高次脳機能障害のある方への支援について。 理解あるヘルパー、就労継続支援B型と短期入所の利用を検討されていた。最終的には短期入所サービス利用の優先度が高まり、対応できる事業所を指定相談支援事業所にて対応していたが、HIV感染症を理由に断られる事案（ヘルパー含む）が複数続いた。 担当の指定相談支援事業所相談支援専門員が岡山大学病院にも相談する中で、大学病院から障害者基幹相談支援センターへ申し入れが入る。 本人が障害福祉サービスを利用するにあたって、HIVを理由として利用が制限されることは支援者側の知識が不足していることが問題ではないかの指摘。2～30年前の議論がいまだにされている。仮に感染リスクでいえばHIVよりもC型肝炎の方がリスクが高い。HIVを理由に断っている事業者は自身の事業所でC型肝炎の対策などした上で言っている事なのか、それすらしていないのにHIV感染を理由にしているのであれば、HIVに対する偏見であり、人権侵害に当たると思われる。 「サービス提供が出来ない」という前に、「どうしたら良いか？」の視点にならないといけない。事業者への啓発などは行政の役割で、行政の姿勢を問われる必要がある。他市（倉敷市）では支援者に向け正しい感染症の知識を啓発するための勉強会が開催されていたこともある。 岡山市保健所の感染対策の窓口や、必要であれば岡山大学病院の医師も説明をしに行く事もできると言っている。個別（ミクロ）とマクロの視点で考えていく必要があるのではないか？ 本ケースだけでなく、他のHIV患者についてもサービス利用できないことがないよう、偏見を払拭していくことは必要ではないか？</p> <p>※HIV感染症は進行し免疫不全になった場合は、免疫機能不全で身体障害者手帳が取得可能。</p>	

6	送迎バス、スクールバスの置き去り防止システム装置の設置を義務付について	<p>昨年の4月から送迎バス、スクールバスの置き去り防止システム装置の設置を義務付けられている。そのシステム装置について、エンジンを切ったら音声、ブザー音が鳴ります。車内に子どもが残されていないと確認したら「OK」ボタンを押すとブザー音が消えるというのですが、音だけではなく目でみてわかるような装置をつけたら後々面倒なことがないのになと思いました。こういう例をみてわかるように音声だけというものが多いので、ユニバーサルデザイン（視覚的情報など）を意識したものづくりの必要性を社会にもっと知ってもらえるようにするには何かアドバイスがあれば教えていただきたいなと思っています。</p>	
---	-------------------------------------	--	--



岡山駅2F 構内図 ▶



山陽

障害配慮、義務に

「ぎりぎり」探る対話こそ

昨年11月に亡くなった脚本家の山田太一さんのドラマ「男たちの旅路」シリーズの「車輪の一步」は、社会のバリアフリー化を促した作品とされる。

思うように電車やバスに乗れず、アパートも借りられない。40年余り前、そんな障害者の厳しい現実を描いた。ラストシーンが印象に残る。車いすの若い女性が鉄道の駅の階段前で意を決して呼びかける。「ごなたか、私を上まであげてくたさい」。

その後、エレベーターやスロープの設置が進んだが、手助けが必要なことは今もある。4月から障害者がこつした希望を伝えたとき、民間事業者に「合理的配慮」が義務付けられる。改正障害者差別

力義務とされていた。もともととは国連の障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の環境で成立し、10年がかりで環境が整えられてきた。共生社会を進めるのに生かしたい。

合理的配慮は生活上の困りごとや障壁を取り除く対応を求められた際、過重な負担にならない範囲で行う。車いすの移動をスロープで補助したり、聴覚障害者と筆談や手話でやりとりしたりする対応を内閣府は例示している。

2016年施行の差別解消法で国や自治体に義務付けられ、民間事業者はこれまで努

社説

とはいえ、何が合理的配慮に当たるかは分かりづらい。企業などには「対応を誤れば差別だと非難されかねない」、障害者側も「配慮の依頼が単なるクレームとして扱われる

のではないか」などの懸念がある。円滑な施行に向け、内閣府は昨年10月、専用の相談窓口を設けた。障害者と事業者の双方から電話やメールで相談を受け付け、関係官庁などにつなぐ。やりとりを円滑にする役割は大きいと言える。

「障害者配慮に対する日本企業の意識はまだ低く、柔軟な対応にも慣れていない」と指摘する識者もいる。鍵は障害者との対話を積み重ねることだろう。

冒頭のドラマでは、主役の鶴田浩二さんが、周りに配慮しながら暮らす車いすの青年に、人に迷惑をかけないという社会のルールが君たちを縛っていると言ふシーンも忘れられない。「もちろん、嫌がらせの迷惑はいかん。しかし、ぎりぎりの迷惑はかけてもいいんじゃないか」と。その「ぎりぎり」を探るための対話を通し、社会の理解を深めたい。

展望'24

2016年施行の差別解消法で国や自治体に義務付けられ、民間事業者はこれまで努